

2024 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ゆ う ち ょ 銀 行
代 表 者 名 取 締 役 兼 代 表 執 行 役 社 長 笠 間 貴 之
(コード番号 7182 東証プライム市場)

子会社保有にかかる認可取得

株式会社ゆうちょ銀行（東京都千代田区、取締役兼代表執行役社長 笠間 貴之）は、郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）第 111 条第 1 項の規定に基づき、金融庁長官及び総務大臣に対し、以下の子会社保有についての認可申請を行っていました（※）が、本日、金融庁長官及び総務大臣から認可を取得いたしましたのでお知らせいたします。

（※）2024 年 2 月 28 日開示『子会社保有の認可申請に関するお知らせ』参照

○ 認可取得した子会社

1. 投資事業有限責任組合その他投資事業を営む会社等の組成・運営・管理業務及び投資事業有限責任組合その他投資事業を営む会社の財産の運用・管理業務並びに銀行法第 10 条第 2 項に規定する業務等を行う子会社（郵政民営化法第 111 条第 9 項に規定する子会社対象金融機関等のうち、金融関連業務を専ら営む子会社（銀行法第 16 条の 2 第 1 項第 11 号ロ、銀行法施行規則第 17 条の 3 第 2 項第 3 号（郵政民営化法第 110 条第 1 項の認可を受けていない業務（日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画に基づき当行が行う業務を除く。）及び当該業務に付随する業務を除く。）、第 4 号及び第 15 号））
2. 株式・社債等への投資及びこれらを目的とする投資事業有限責任組合等の組成・運営・管理業務並びに投資対象会社に対するコンサルティング業務等を行う子会社（郵政民営化法第 111 条第 9 項に規定する子会社対象金融機関等のうち、金融関連業務を専ら営む子会社（銀行法第 16 条の 2 第 1 項第 11 号ロ、同項第 12 号、銀行法施行規則第 17 条の 2 第 14 項、第 17 条の 3 第 2 項第 12 号（イに掲げる業務を除く。））

本件の、当行の業績に与える影響は軽微であると見込んでおりますが、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には、速やかに開示いたします。

当行といたしましては、当該子会社を中核に、地域経済の活性化に資する新しい法人ビジネスを推進していきたいと考えております。

以 上